

第四章 登録情報処理機関等（見出し改正、平一六法律七九）

第一節 登録情報処理機関（見出し改正、平一六法律七九）

（登録）（見出し改正、平一六法律七九）

第一七条 第九条第一項〔指定情報処理機関〕の登録は、経済産業省令で定めるところにより、情報処理業務を行う者とする者の申請により行う。（改正、平一一法律一六〇）

〔趣旨〕

本条は、九条一項の登録情報処理機関の登録は、情報処理業務を行う者とする者の申請に基づいて行われる旨を規定したものである。これは、登録情報処理機関には、情報処理業務の実施義務等が課されることとなるため、特許庁長官が一方的に登録することは適当でないためである。なお、平成一六年の一部改正により、九条に規定していた省令委任規定を削除し、登録の申請手続については第一七条に基づく経済産業省令の規定で定めることとした。

（欠格条項）

第一八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項〔指定情報処理機関〕の登録を受けることができない。



- 一 特許等関係法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 二 第三十条〔指定の取消し等〕の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- (改正、平一〇法律五一、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、登録情報処理機関についての欠格事由について規定したものである。これは、登録情報処理機関の行う情報処理業務が、特許庁の行う処分の基礎となるものであることにかんがみ、この法律の規定に従つて的確に情報処理業務を実施しないおそれが強い者については登録を拒否し、法律違反を予防的に抑えようとするものである。本条各号のいずれかに該当すれば、特許庁長官は、一九条の登録基準に照らして審査するまでもなく、登録を拒否することとなる。「登録を受けることができない」という能力的表現をしているので、本条各号のいずれかに該当するのに誤つて登録された場合は、登録は無効であると解せられる。また、登録された後に本条一号又は三号に該当することとなつたときは、登録の取消し等の事由になる(三〇条二号)。

一号は、特許等関係法令に違反して処罰され、二年を経過していない者を欠格条項該当者としたものである。「罰金以上の刑」とは、特許等関係法令においては懲役と罰金であり、過料は含まない。「刑の執行を受けることがなくなつた」とは、執行猶予の言い渡しを取り消されることなく猶予期間を経過した場合、時効により刑の執行の免除を得た場合である。

なお、平成一〇年の一部改正において、本法の対象に意匠法・商標法に規定する手続等を加え、定義規定(二条二項)

を改正したことに伴い、該当箇所を改正した。

二号は、三〇条の規定により登録の取消しを受け、その取り消された日から二年を経過していない者を欠格条項該当者としたものである。

三号は、前二号に該当する者が役員のうちにいることを欠格事由としている。

(登録の基準)

第十九条 特許庁長官は、第十七条の規定により登録の申請をした者（以下この条において「情報処理機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 電子計算機及び情報処理業務に必要なプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。第三十七条第一項第二号において同じ。）を有すること。

二 情報処理機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 情報処理機関登録申請者が他の株式会社の子会社（当該他の株式会社がその総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。）の議決権の過半数を有する株式会社をいう。第三十七条第一項第三号イにおいて同じ。）であること。（改正、平一七法律八七）

ロ 情報処理機関登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第

三十七条第一項第三号ロにおいて同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

（改正、平一七法律八七）

2 第九条第一項の登録は、情報処理機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 登録を受けた者が情報処理業務を行う事業所の名称及び所在地
- （改正、平一六法律七九）

〔趣旨〕

本条は、特許庁長官が登録情報処理機関を登録する際の基準について規定したものである。特許庁長官は、本条第一項各号の要件を満たす場合には、登録をしなくてはならない。本条の基準は、登録の基準であると同時に、本条第一項各号に適合しなくなったと認められるときは、特許庁長官は適合命令を発することができ（二八条）、登録情報処理機関がこれに従わない場合には、登録の取消し等の事由になる（三〇条四号）。

一項一号は、登録情報処理機関が備えるべき機器等について規定している。情報処理業務は、書面で行われた出願等に係る情報の電子ファイル・磁気ディスクへの記録業務であるが、この業務を行うためには、一定の機器、プログラム等を保有している必要がある。具体的には、書面に記載された情報を電子化するための機器、プログラム等である。

二号は、登録情報処理機関の業務の公正性に係る要件を定めている。業務の公正性については、事後的な監督措置が充実にいれば参入時に公正性を要求する必要性は薄いと考えられる。本号では、新規に登録を受けようとする者と特

定手続を行い得る者の親会社・子会社関係及び役員 of 具体的構成に着目し、その情報処理機関の意思決定が特定企業等の強い影響下に置かれ、特定の者に対し有利又は不利な取扱いを行うことを防ぐ旨を規定している。

なお、平成一七年会社法の創設により、株式会社と有限会社が一つの会社類型（株式会社）に統合されたこと、会社法上子会社の定義が法務省令に委任されたため、新たに子会社の定義を本号に書き下す必要があること、合名会社、合資会社及び新設された合同会社を包括するものとして持分会社の概念が導入されたことに伴い、本号を改正した。

二項は、登録情報処理機関の登録は、情報処理機関登録簿に所定の事項を記載して行う旨を規定している。

（登録の更新）

第十九条の二 第九条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

（本条追加、平一六法律七九）

〔趣旨〕

本条は、登録情報処理機関の登録の更新について定めたものである。

登録情報処理機関として営利法人等が参入した場合、公益法人のような主務官庁による定期的な監督が実施されないため、登録の基準への適合性を定期的に確認する制度上の手段がなくなることとなる。そこで、定期的に登録の基準への適合性を再審査するため、登録の更新制度を設けることとした。

更新期間を三年を下らない政令で定める期間としたのは、平成一六年の一部改正前に公益法人のみが指定情報処理機

関制度の対象であった際、その公益法人に対する立ち入り検査が、三年に一回行われてきた実態を踏まえたものである。

二項においては、更新の手続について、第十七条（登録）、第十八条（欠格条項）及び第十九条（登録の基準）が準用されることを規定している。このため、登録の更新を受ける際に必要とされる手続及び機関が満たすべき要件は、当初登録を受けるときと何ら変わらない。

（情報処理業務の実施義務）

第二〇条 登録情報処理機関は、特許庁長官から情報処理業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由が

ある場合を除き、遅滞なく、その情報処理業務を行わなければならない。（改正、平一六法律七九）

〔趣旨〕

本条は、登録情報処理機関に対する情報処理業務の実施義務について規定したものである。登録情報処理機関は、特許庁長官から情報処理業務を行うことを求められたときには、災害等により設備が破損した場合等正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、情報処理業務を実施しなければならないことを定めている。登録情報処理機関は正当な理由なく情報処理業務の実施を拒否したり、遅らせたりした場合は制度の運営に与える影響が大きいため、情報処理業務を実施しなければならない義務を規定したものである。なお、本条に違反した場合には、登録の取消し等の事由になる（三〇条一号）。

（変更の届出）

【趣旨】
第二一条 登録情報処理機関は、その名称又は情報処理業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、特許庁長官に届け出なければならない。（改正、平一六法律七九）

【趣旨】
本条は、登録情報処理機関がその名称又は情報処理業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときの届出の義務について規定したものである。これは、登録情報処理機関が情報処理業務という公権力の行使に密接に関連する重要な業務を実施するものであるとともに、書面により手続（特許出願及び実用新案登録出願）をした者が直接磁気ディスクへの記録を求める登録情報処理機関について常に正確に把握できるようにするためであり、事前に届出をさせたいえ、官報に公示することとしている（三四条二号）。なお、本条に違反した場合には、指定の取消し等の事由になる（三〇条一号）。

（業務規程）

第二二条 登録情報処理機関は、情報処理業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、特許庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。（改正、平一六法律七九）

2 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。（改正、平一一法律一六〇）

3 特許庁長官は、第一項の認可をした業務規程が情報処理業務の公正な遂行上不適當となったと認めるときは、登録情報処理機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができる。（改正、平一六法律七九）

【趣旨】

本条は、登録情報処理機関の業務規程について規定したものである。

一項は、登録情報処理機関は、業務規程（情報処理業務に関する規程）を定めて特許庁長官の認可を受けるべきこと及び業務規程の変更についても同様に認可を受けるべきことを定めている。これは、情報処理業務に関してその運営上必要な事項を明確に業務規程に定めさせ、これを特許庁長官の認可に係らしめることにより、情報処理業務の公正な遂行を期そうとする趣旨から設けられたものである。なお、本項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行うたときには、登録の取消し等の事由になる（三〇条三号）ため、登録を受けた後実際に情報処理業務を開始する前までに業務規程を定めて認可を受ける必要がある。

二項は、業務規程で定めるべき事項について経済産業省令で定めることとしており、経済産業省令では、情報処理業務の実施の方法等を定めている（施規四四条一項）。

三項は、一項の認可後事情の変更により業務規程が情報処理業務の公正な遂行上不適当となったと認められる場合における特許庁長官の業務規程の変更命令権限を定めている。本項の規定による命令があったときは、その命令の趣旨に沿って登録情報処理機関が業務規程の変更の認可を申請することとなる。なお、本項の規定による命令に違反したときは、登録の取消し等の事由になる（三〇条四号）。

（業務の休止）

第二三条 登録情報処理機関は、特許庁長官の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。（改正、平一六法律七九）

〔趣旨〕

本条は、情報処理業務の休廃止について規定したものである。登録情報処理機関が情報処理業務を休廃止することは、制度の運営に重大な影響を及ぼすこととなるため、情報処理業務の休廃止を特許庁長官の許可に係らしめているものである。本条に違反して情報処理業務の全部を廃止した登録情報処理機関の役員又は職員は二〇万円以下の罰金に処せられ（四五条一号）、また、無許可で業務の全部又は一部を休廃止したときは、登録の取消し等の事由になる（三〇条一号）。本条の違反に対して、直接刑罰を科することができるようになってきているのは、他の情報処理業務の実施に係る規定違反とは異なり、無許可で業務の全部を廃止したときは、特許庁長官の監督権限の発動が実効性を有しないので、行政処分（三〇条一号）に加え、罰則規定によっても実効を担保しようとしたものである。

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）（見出し改正、平一七法律八七）

第二四条 登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十六条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。（改正、平一七法律八七）

2 指定特定手続等を行った者その他の利害関係人は、登録情報処理機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録情報処理機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
- (改正、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、登録情報処理機関の財務的健全性を担保するために定められた規定である。

登録情報処理機関の財務上の安定性が低く、突然業務を行うことのできない事態に陥ってしまうことがあれば、七条第一項に基づき、登録情報処理機関に対し自らがした手続に係る書面に記載された磁気ディスクに記録すべきことを求めた者に不測の損害が生じるおそれがある。そこで、登録情報処理機関の行う業務に利害関係を有する者が、登録情報処理機関の財務情報を入手したいときには、いつでも情報を入手できる体制が整っていれば、登録情報処理機関はその財務的健全性を高めるよう努力すると予想される。このように、いわば利害関係者の監視により間接的に機関の財務的健全性を担保する方法がより望ましいと考えられたのである。

一項においては、登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成の上、五年間事業所に備えて置くことを規定している。これらは、書面であっても電磁的記録であってもよい。本項に違反した場合は、三〇条一号に基づき登録の取消の原因となるとともに、第四六条に基づき二〇万円以下の過料を科されることとなる。

なお、平成一七年会社法の創設により、会社法上株式会社を作成すべき計算書類から営業報告書が削除されたことに伴い、営業報告書の語を削除した。

二項は、指定特定手続等（八条参照）を行った者その他の利害関係人は、登録情報処理機関の業務時間内は、登録情報処理機関の定めた費用を支払えば、いつでも財務諸表等の閲覧等の請求ができることを規定している。

通常、「利害関係人」の範囲には、法律上の利害関係を有する者を指し、事実上の利害関係を有するにとどまる者は含まれない。しかし、本規定を設ける目的は、単に既に登録情報処理機関と法律上の利害関係を有する者が財務情報を得られるようにすることではなく、広く登録情報処理機関に対し手続を行う者が登録情報処理機関の財務情報入手し得る状況に置くことで、第三者の監視により間接的に登録情報処理機関の財務の健全性を確保することにある。法律上の利害関係人に限り財務諸表等の閲覧等ができることとしたのでは、このような本規定の目的が達成されないおそれがある。このため、本規定においては、法律上の利害関係人以外の事実上の利害関係を有する者も含むという趣旨で、特に、情報処理業務を行うべきことを直接に登録情報処理機関に求め得る「指定特定手続等を行った者」を例示している。

なお、閲覧等の請求の際に必要な費用は登録情報処理機関が定めることとなるが、その金額は、当該請求に係る実費相当となる。本項に違反して請求を拒んだ者には、四六条に基づき二〇万円以下の過料が科されることとなる。

（役員を選任及び解任）

第二十五条 登録情報処理機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。（改正、平一六法律七九）

〔趣旨〕

本条は、登録情報処理機関の役員を選任及び解任をしたときは、特許庁長官に届け出ることを規定したものである。役員については、機関の業務の公正性を確保する観点からその構成が登録の基準となっている（一九条一項二号）ため、登録の際にその構成が不相当であれば当該機関は登録を受けることができないし、事後的に役員の変動等によりその構成が一九条一項二号に該当するに至ったとしても、二八条の適合命令に基づき特許庁長官は是正を促すことが可能である。

そこで、登録要件及び適合命令の発動要件となっている役員構成を特許庁長官が常に把握するため、役員を選任があった場合には、遅滞なくその旨を特許庁長官に届け出させることとした。

「解任」には、死亡、任期満了等により当然その任を離れる場合は含まれないが、本人の意思による退職は含まれる。なお、本条に違反した場合には、登録の取消し等の事由になる（三〇条一号）。

（秘密保持義務等）

第二六条 登録情報処理機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 情報処理業務に従事する登録情報処理機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。（改正、平一六法律七九）

〔趣旨〕

本条は、登録情報処理機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者の秘密保持義務等について規定したもので

ある。

一項は、秘密保持の義務及び盗用の禁止についての規定であり、登録情報処理機関の役員又は職員のほか、過去において登録情報処理機関の役員又は職員であった者にも適用される。「職員」とは、登録情報処理機関と雇用契約を締結している者をいい、その具体的な範囲は、当該登録情報処理機関の就業規則等で定められるものである。刑事法上保護される秘密とは、一般に「小範囲の者にしか知られていない事実で、本人が他人に知られないことにつき客観的に見て相当の利益を持つものをいう。」とされており、本項にいう秘密の典型例は、特許出願中の発明に関する秘密（特二〇〇条参照）である。「秘密を漏らし」とは、他人に積極的に告げる場合のほか、他人が知り得る状態におくことも含まれる。「盗用」とは、無断で自己又は第三者のために利用すること、具体的には、出願公開等のされていない出願に係る発明・考案を盗んで、業として実施し、又はその発明・考案に係る利用発明・考案をし、これについて特許出願・実用新案登録出願をすること等をいう。本項に違反したときは、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処せられる（四三条）。

二項は、登録情報処理機関は、国の代わりに情報処理業務を実施するものであるので、その業務の公正な遂行を確保するため、その役員又は職員を公務員に準ずる地位にあるものとして必要な保護と規制を加えるものである。本項により登録情報処理機関の役員又は職員を公務に従事する職員とみなして適用される刑法（明治四〇年法律第四五号）の規定には次のようなものがある。

- ① 公務執行妨害罪、職務強要罪（刑法九五条）
- ② 虚偽公文書作成罪（刑法一五六条）
- ③ 公務員職権濫用罪（刑法一九三条）
- ④ あっせん収賄罪（刑法一九七条）

また、「その他の罰則」の例としては、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和一九年法律第四号）五条がある。

（報告及び立入検査）

第二十七条 特許庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、登録情報処理機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録情報処理機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。（改正、平一六法律七九）

〔趣旨〕

本条は、特許庁長官に登録情報処理機関の業務の適正化を図るために必要な報告徴収、立入検査等についての権限を与えることを規定したものである。

一項は、特許庁長官が本法の施行に必要な限度において、登録情報処理機関に対して報告徴収、立入検査等を行うことができることを規定している。

二項は、国家権力の行使による立入検査が私権の重大な制限になることにかんがみ、その権限行使の濫用又は無用のあつれきを避けるため、立入検査を行う職員は常に身分を示す証明書を携帯し、必要に応じてその身分を明らかにしなければならぬことを規定している。

三項は、一項の規定に基づく立入検査が行政措置であり、刑事訴訟手続の一環としての犯罪捜査のための手段として用いられることがあってはならないことを、確認的に規定している。

(適合命令) (見出し改正、平一六法律七九)

第二八条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第十九条第一項各号〔指定の基準〕に適合しなくなったと認めるときは、その登録情報処理機関に対し、これらの規定に適合するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改正、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、登録情報処理機関が当初の登録の基準に適合しなくなったときにその基準に適合させるための適合命令について規定したものである。登録情報処理機関が適合命令に従わないときには、登録の取消し等の事由になる(三〇条四号)。

(改善命令)

第二九条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十条の規定に違反していると認めるとき、その他情報処理業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その登録情報処理機関に対し、情報処理業務を行うべきこと又は情報処理業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(本条追加、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、登録情報処理機関が制度の運営上真に必要な場合に必要な命令を発することができる改善命令について規定したものである。登録情報処理機関が改善命令に従わないときには、登録の取消し等の事由になる(三〇条四号)。具体的には、特許庁長官は、登録情報処理機関が業務実施義務に違反していると認めるときその他情報処理業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その登録情報処理機関に対し、情報処理業務を行うべきこと又は情報処理業務の実施方法等の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)(見出修正、平一六法律七九)

第三〇条 特許庁長官は、登録情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定に違反したとき。
- 二 第十八条第一号又は第三号〔欠格条項〕に該当するに至ったとき。
- 三 第二十二条第一項〔業務規程〕の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行ったとき。
- 四 第二十二条第三項〔業務規程の変更の命令〕又は前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により登録を受けたとき。

(改正、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、本法中の関連規定（関連規定としては、一八条、二〇条、二一条、二二条一項及び三項、二三条から二五条まで並びに二八条及び二九条。各規定の〔趣旨〕参照）に違反した登録情報処理機関に対する制裁規定であり、特許庁長官の監督権限を最終的に担保する規定である。本法においては、他の立法例の登録機関についての扱いと同様、登録情報処理機関の本法違反の行為は、原則として罰則で対処するのではなく、登録の取消しという行政処分によって対処することとしている。ただし、本条の命令に違反した場合には、その制裁を貫徹させる見地からその役員又は職員は一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処せられる（四四条）。

なお、特許庁長官が本条による処分をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない（三二条一項）。

（帳簿の記載）

第三二条 登録情報処理機関は、帳簿を備え、情報処理業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。（改正、平一六法律七九）

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。（改正、平一一法律一六〇）

〔趣旨〕

本条は、特許庁長官が情報処理業務の状況を知ることができるようにするため、登録情報処理機関に対して帳簿の記載及び保存の義務を課することを規定したものである。

一項では、帳簿の記載事項について経済産業省令で定めるところとしており、省令では、各月において、七条一項の規定による磁気ディスクへの記録を求められた件数、当該記録を行った手続の件数等を定めている（施規四九条一項）。

二項では、帳簿を保存する場合の具体的な方法について「経済産業省令で定めるところにより」として経済産業省令に委任しているが、省令では、保存期間（施規四九条二項において情報処理業務を廃止するまでと規定している）について定めている。

（聴聞の方法の特例）

第三二条 第三十条〔指定の取消し等〕の規定に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。（改正、平一六法律七九）

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。（改正、平五法律八九）

〔趣旨〕

本条は、特許庁長官が登録情報処理機関の登録の取消し等といった相手方に不利益な処分を行おうとするときに、その処分の公正を期するために、相当な期間において予告をした上で、公開による聴聞を行い、処分の相手方に証拠を提示して意見の陳述の機会を与えるべきことを規定したものである。「聴聞」とは、国・地方公共団体がある種の行為、特に国民に対して不利益となる処分を行おうとする場合、その行為が必要であるか否か、妥当であるか否か、適法であるか否か等の点を判断するために、行為の相手方その他の利害関係者や学識経験者の意見を聞くための手続である。聴聞の手続は一般に、①一定の処分を行う場合の聴聞、②不服の申立てがあった場合の聴聞、③法令制定の場合の聴聞の三類型に区分されるが、本条の聴聞は①の類型に属するものである。

(特許庁長官による情報処理業務)

第三三条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十三条「業務の休廃止」の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条「指定の取消し等」の規定により登録情報処理機関に対し情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録情報処理機関が天災その他の事由により情報処理業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該情報処理業務の全部又は一部を自ら行うものとする。(改正、平一六法律七九)

2 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録情報処理機関が第二十条「業務の休廃止」の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条「指定の取消し等」の規定により特許庁長官が登録情報処理機関の登録を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。(改正、平一一法律一六〇、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、特許庁長官が情報処理業務を自ら行う場合について規定したものである。

一項は、登録情報処理機関が情報処理業務の全部又は一部を休止した場合等に特許庁長官が情報処理業務を自ら行う旨規定している。これは、情報処理業務が常に継続されている必要があるため、登録情報処理機関が情報処理業務を実施できなくなった場合には、九条二項の規定にかかわらず、特許庁長官が自ら行うことにより情報処理業務を継続しようとするものである。

二項は、一項の規定により特許庁長官が情報処理業務を自ら行う場合、登録情報処理機関の業務廃止の場合又は登録

の取消しの場合における情報処理業務の引継ぎを円滑に行うための規定であり、経済産業省令では、情報処理業務に関する帳簿、書類及び資料の引継ぎ等を定めている（施規五四条）。

（公示）

第三四条 特許庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第九条第一項「登録情報処理機関」の登録をしたとき。（改正、平一六法律七九）
- 二 第二十一条「変更の届出」の規定による届出があつたとき。
- 三 第二十三条「業務の休廃止」の許可をしたとき。
- 四 第三十条「指定の取消し等」の規定により登録を取り消し、又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。（改正、平一六法律七九）
- 五 前条第一項の規定により特許庁長官が情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた情報処理業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

〔趣旨〕

本条は、公権力の行使に密接に関連する情報処理業務の性格にかんがみ、一定の事実については、官報に公示することにより明確にする旨規定したものである。公示すべき事実は、次のとおりである。

- ① 登録情報処理機関の登録
- ② 名称又は所在地の変更
- ③ 業務の休廃止の許可

- ④ 登録の取消し・業務停止命令
- ⑤ 特許庁長官による情報処理業務の実施・登録情報処理機関による情報処理業務の再開

(同前)

第三五条 この節に規定するもののほか、登録情報処理機関の行う情報処理業務に関し必要な事項は、政令で定める。(改正、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、一七条から三四条に規定するもののほか、登録情報処理機関が情報処理業務を遂行するに当たり必要が生じた場合、所要の事項を政令で定めることとしたものである。

第二節 登録調査機関(見出し改正、平一六法律七九)

(登録調査機関の登録等)(見出し改正、平一六法律七九)

第三六条 特許庁長官は、その登録を受けた者(以下「登録調査機関」という。)に、特許出願の審査に必要な調査のうちその特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものであって政令で定めるもの及び出願公開の際に必要な調査のうち願書に添付した要約書の記載が特許法第三十六条第七項の規定に適合しているかどうかについてのもの(以下「調査業務」という。)を行わせることができる。(改正、平五法律二六、平一〇法律五一)

2 前項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

(改正、平一二法律一六〇、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、登録調査機関の登録等について規定したものである。

先行技術に関する調査業務は、特許査定、拒絶査定等の公権力の行使と密接に関連する業務であり、調査業務を行うに当たっては、公正かつ的確に業務が遂行される必要がある。また、調査業務を行う際に、出願公開される前の特許出願に関する情報を扱うこともある。このため、本法制定時に指定調査機関制度を設け、業務の公正性、業務の実施義務等の確保のほか、罰則により秘密保持を担保する等、所要の法的措置を講じるとともに、指定の基準として公益法人であることを要件としていた。しかし、先行技術に関する調査の外注を拡充するとともに民間活力の促進を図るために、平成一六年の改正により指定調査機関の指定の基準から公益法人要件を削除するとともに、法律に明示された一定の基準に適合していれば登録を受けることができる登録制度に移行した。

一項は、特許庁長官は、その登録を受けた者（「登録調査機関」）に、特許出願の審査に必要な調査のうち、その特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものであって政令で定めるもの等（「調査業務」）を行わせることができる旨規定している。調査業務とは、審査官が行う審査業務（主として先行技術に関する調査（特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有するものであるかどうか等を審査するために必要な調査）と、特許性の判断とからなる）のうち、先行技術に関する調査であって政令で定めるもの（具体的には、先行技術の検索等）及び特許出願に添付された要約書の適合性に係るものをいう。そこで、政令では、「特許法第二十九条、第二十九条の二又は第三十九条第一項から第四項ま

での規定に係る特許出願の審査に必要な調査のうち、その特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものとする」旨定めている（施令三条）。

ペーパーレス計画の下では、審査業務もコンピュータを利用して行うことが基本となるが、本制度は、このような業務形態の下で効率的に調査業務を行えるように開発された定型的な調査手法（Fターム検索システム）を活用することにより、外部の機関であっても、一定の専門的知識を有する者であれば、調査業務を大規模に行うことが可能となったことから、調査業務のうち定型的に行うことが可能なものを、Fターム検索システムを利用して外部機関に行わせることにより、審査処理促進を図ろうとするものである。これに対して、発明の新規性・進歩性等に係る判断自体は、調査業務のように定型化できるものではなく、かつ高度の専門知識を要するものであるため、外部機関に行わせる業務としてなじまないものであることから、従来どおり審査官が行うこととする。これによって、審査官は、外部機関が行った調査の結果に基づいて、調査業務が行われた特許出願に係る発明についての新規性・進歩性等の判断及び特許査定、拒絶査定等の業務に集中することが可能となり、相当程度の審査処理促進を図ることが期待できるものである。

また、平成一〇年の一部改正において、権利の早期付与の要請に応えるため、出願公開の際に必要な調査のうち願書に添付した要約書の記載事項が特許法三六条七項の規定に適合しているかどうかについての調査を登録調査機関の調査業務に追加した。具体的には、明細書、図面又は要約書等を出願公開する際に、要約書が明細書又は図面に記載した発明の概要を記載していないことに係る形式的な（文字数超過、項分け不備、図面選択不備等）調査である。

ところで、調査業務は、査定等の公権力の行使に当たって重要な判断材料となるものであること、また、大規模かつ組織的に外部能力の活用を図っていくことを予定しているものであることから、公正・的確かつ遅滞なく遂行される必要があり、さらに、特許制度の場合には、出願中の発明又は考案の秘密保持が制度存立のための基本的要請となっているが、調査業務についての外部能力の活用を今後恒常的かつ本格的に図っていくこととなれば、出願公開前の案件を調

査対象とすることも必要となつてくると考えられることから、秘密保持について刑罰規定を含む万全の担保をする必要があるものである。これらの点については単に契約上の担保だけで外部機関に行わせることでは不十分である（特許法一九四条二項に、外部機関に調査を依頼することができる旨の規定があるが、これらの点については規定をしていない）ため、登録情報処理機関についての九条一項及び一七条から三四条までの規定と同様、特許庁長官の登録を受けた者（登録調査機関）に調査業務を行わせることができる旨の規定を置くとともに、当該登録調査機関に關し所要の法的措置（秘密保持義務、業務の実施義務等）を講ずることとしたものである。

なお、登録調査機関については、登録情報処理機関の場合（九条二項）のように、「登録機関に業務を行わせることとしたときは、国は、当該登録機関が行う業務を行わない」旨の規定を設けていないが、これは、

① 調査業務のうち特殊なもの（具体的には、Fターム検索システムでカバーされない学術文献の検索等）については、審査官が調査業務を行う必要があること

② 登録調査機関が調査業務を行った場合であっても、例えば、拒絶理由通知に対する明細書の補正があった場合には、当該出願について再度調査を行う必要が生じる場合があるが、このようなときには、審査官自らが調査業務を行うほうが効率的であると考えられること

等の理由によるものである。

二項は、登録調査機関の登録は、調査業務を行おうとする者の申請に基づいて経済産業省令で定める区分ごとに行うことを定めている。これは、登録調査機関には、調査業務の実施義務等が課されることとなるため、特許庁長官が一方的に登録することは適当でないためである。

また、調査業務は、様々な技術分野について行われる先行技術調査を含んでおり、これらすべての業務を行い得る設備・人員等を揃えるためには多大な投資を必要とする。このため、実質的に登録を受けられるだけの能力を有する者が

非常に限定されることとなるおそれがある。例えば、先行技術調査は、特許出願の対象となる各技術分野について行われるが、これらの技術分野すべてにわたり一定の技術的知見を有する者を集め、どの分野の先行技術調査にも対応できる体制を構築するための費用が、新規参入に対する事実上の障壁となる可能性がある。

このため、経済産業省令において登録の区分を設け、調査業務をその必要とする技術的能力等に応じて複数の区分に分け、一部の業務を行いうる能力を有していれば、その業務分野に限り登録を受けることを認めている。

なお、平成五年の一部改正において、実用新案法が改正され、実体的要件についての審査を行うことなく早期に登録される制度が導入されたことに伴い、実用新案登録出願に関する規定が削除された。

〔参考〕

〈Fターム検索システム〉Fターム検索システムとは、膨大な特許文献の中から必要なものを効率良く探し出すことを目的として開発された機械検索システムである。具体的には、電子データベースに含まれる既往の特許公報等の一件一件に、多くの技術的な観点から展開したFタームと呼ばれる検索キーをあらかじめ付与しておき、端末からこの検索キーを用いた検索式を入力することにより、当該検索式に該当する特許公報等を検索し、その内容を端末の画面上に表示してスクリーニングを行うものである。

（登録の基準）

第三七条 特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者（以下この条において「調査機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

- 一 次のいずれかに該当する者が調査業務を実施し、その人数が前条第二項の区分ごとに十名以上であること。

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学を卒業した者であつて、科学技術に関する事務（研究を含む。ロにおいて同じ。）に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う研修を修了したもの
 - ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者であつて、科学技術に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、イの研修を修了したもの
 - ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
 - ニ 電子計算機及び調査業務に必要なプログラムを有すること。
 - 三 調査機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
（改正、平一七法律八七）
 - イ 調査機関登録申請者が他の株式会社の子会社であること。
 - ロ 調査機関登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
- 2 前条第二項の登録は、調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 登録を受けた者が調査業務を行う区分
 - 四 登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地

(改正、平一一法律一六〇、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、特許庁長官が登録調査機関を登録する際の基準について規定したものである。特許庁長官は、本条一項から三項までの要件を満たす場合には、登録をしなくてはならない。本条の基準は、登録の基準であると同時に、本条一項から三項までに適合しなくなったと認められるときは、特許庁長官は適合命令を発することができ(三九条において読み替えて準用する二八条)、登録調査機関がこれに従わない場合には、登録の取消し等の事由になる(三九条において準用する三〇条四号)。

一号は、登録調査機関において調査業務を実施する者が具備すべき要件及びその人数を定めている。調査業務は、調査業務を実施する者個々の専門的知識等の個人的資質によるところが大きく、必要な能力を有さない者が調査業務を行った場合には、調査業務の質が低下し、特許審査の迅速性に与える影響が大きい。そこで、調査業務を実施する者に必要とされる能力を定めるとともに、最低限備えるべき人数についても、各区分ごとに一〇名以上を要する旨を定めた。

具体的な能力要件としては、一定の学歴、職務経験、研修を修了していることが求められており、これらをイ及びロに規定している。その他、ハにおいて、イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者についても要件に適合する旨規定している。これは、例えば、我が国の学校教育法に基づかない外国の大学を卒業し、イに規定する職務経験を有し研修を修了している場合等、イ又はロには該当しないが、明らかに前述のイ又はロと同程度の能力を有する場合を想定している。

二号は、登録調査機関が備えるべき機器等について規定している。調査業務は、特許出願に係る先行技術の有無について、検索システム等を用いて調査をし、新規性の有無等についての判断材料を特許庁の審査官に提供することがその

主たる業務であるが、このような業務を行う上では、先行技術の検索を行うための検索システム（プログラム）及びそれを実行するための端末が必要となるため、これらを保有することを登録要件としたものである。

三号は、登録調査機関の業務の公正性に係る要件を定めている。業務の公正性については、新規に登録を受けようとする者と出願人となりうる者の親会社・子会社関係及び役員 of 具体的構成に着目し、その調査機関の意思決定が特定企業等の強い影響下に置かれ、特定の者に対し有利又は不利な取扱いを行うことを防ぐ趣旨の規定を置くこととした。

なお、平成一七年会社法の創設により、株式会社と有限会社が一つの会社類型（株式会社）に統合されたこと、合名会社、合資会社及び新設された合同会社を包括するものとして持分会社の概念が導入されたことに伴い、本号を改正した。

二項は、登録調査機関の登録について、調査機関登録簿に所定の事項を記載して行う旨規定している。

（調査業務の実施義務等）

第三八条 登録調査機関は、特許庁長官から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

2 登録調査機関は、調査業務を行うときは、前条第一項第一号に規定する者（以下「調査業務実施者」という。）に実施させなければならない。

（改正、平一六法律七九）

〔趣旨〕

本条は、登録調査機関に対する調査業務の実施義務等について規定したものである。

一項は、特許庁長官から調査業務を行うことを求められたときは、登録調査機関は、災害等により設備が破損した場合等正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、調査業務を実施しなければならないことを規定している。登録調査機関は、正当な理由なく調査業務の実施を拒否したり、遅らせたりした場合は制度の運営に与える影響が大きいため、調査業務を実施しなければならない義務を規定したものである。

二項は、調査業務は、三七条一項一号の一定の知識経験を有する者に実施させなければならないことを規定している。

なお、登録調査機関が本条の規定に違反したときは、登録の取消し等の事由になる（三九条において準用する三〇条一号）。

（準用）

第三九条 第十八条、第十九条の二、第二十一条から第三十二条まで、第三十四条（第五号を除く。）及び第三十

五条〔欠格条項、変更の届出、業務規程、業務の休廃止、事業計画等、役員の選任及び解任、解任命令、秘密保持義務等、報告及び立入検査、適合命令等、指定の取消し等、帳簿の記載、聴聞、公示、政令への委任〕の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第十八条中「特許等関係法令」とあるのは「特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令」と、第十九条の二第三項中「前三条」とあるのは「第三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条において準用する第十八条」と、第二十一条、第二十二條第一項及び第三項、第二十三条、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十四条並びに第三十五条中「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第二十四条第二項中「指定特定手続等を行った者」とあるのは「特許出願人」と、第二十五条中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第二十八条中「第十九条第一項各号」とあるのは

「第三十七条第一項各号」と読み替えるものとする。(改正、平一〇法律五一、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、登録調査機関の欠格条項、登録の更新、業務規程、業務の休廃止の許可、役員等の選任・解任、役員等の秘密保持義務、報告及び立入検査、登録の取消し、帳簿の記載等につき、登録情報処理機関に関する一八条、一九条の二、二一条から三二条まで、三四条（五号を除く）及び三五条の規定を準用することにより規定したものである（各規定の内容については、それぞれの「趣旨」参照）。

なお、一八条（欠格条項）一号の「特許等関係法令」を「特許法、実用新案法若しくはこの法律若しくはこれらの法律に基づく命令」と読み替えているのは、登録情報処理機関の行う情報処理業務においては、特許等関係法令の規定による手続に係る書面や磁気ディスクを取り扱うことがある（六条の「趣旨」参照）のに対し、登録調査機関の行う調査業務においては、特許法・実用新案法の規定による出願書類のみを取り扱うこととなるので、意匠法・商標法（下位法令を含む）の違反は、登録調査機関の欠格条項の対象から除外するためである。

二四条二項の読み替え規定においては、財務諸表等の閲覧等を求めることができる利害関係人の例示として、登録調査機関の行う調査業務の結果に深い関係を有する「特許出願人」を規定した。

また、二五条（役員及び解任）の「役員」を「役員又は調査業務実施者」と読み替えているのは、情報処理業務については複数の者が相互にチェックし合って完全を期すものであるため、登録調査機関における調査業務実施者に相当するものが特に規定されていないのに対し、調査業務については、調査業務実施者が自らの知識経験を駆使して調査した結果が特許庁の審査の重要な前提となるものであり、調査業務の的確性は調査業務実施者個人の資質に大きく依存する。このため、登録要件及び適合命令の発動要件となっている役員及び調査業務実施者の構成を特許庁長官が常に

把握するため、役員及び調査業務実施者の選解任があった場合には、遅滞なくその旨を特許庁長官に届け出させることとした。

第三節 特定登録調査機関（本節追加、平一六法律七九）

（先行技術調査業務）

第三九条の二 登録調査機関は、特許庁長官から特に登録を受けて、特許出願人その他の者の求めに応じ、特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であつて政令で定めるものを行い、その結果を経済産業省令で定めるところにより記載した調査報告をその者に交付する業務（以下「先行技術調査業務」という。）を行うことができる。
（本条追加、平一六法律七九）

〔趣旨〕

本条は、登録調査機関は、特許庁長官から特に登録を受けることにより、特許出願人その他の者の求めに応じて先行技術に関する調査を行い、経済産業省令で定めるところにより記載した調査報告を交付する先行技術調査業務を行うことができる旨を規定したものである（施規六〇条の二参照）。

登録調査機関のうち特に特許庁長官の登録を受けた者（特定登録調査機関）は、出願人等の求めに応じ特許出願について先行技術調査を行い、その結果を記載した調査報告を交付できるとし、出願人等が審査請求を行う際に調査報告を提示した場合には、特許庁長官は審査請求手数料を軽減することができる旨の規定を置くとともに、当該特定登録調

査機関に対する所用の監督規定を整備したものである。

特定登録調査機関の行う先行技術調査業務の内容は、「特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であつて政令で定めるものを行う」ことと、「その結果を経済産業省令で定めるところにより記載した調査報告をその者に交付する業務」からなっている。

前者は、登録調査機関の行う調査業務とほぼ同内容のことを行うため、三六条一項の規定とほぼ同義である。ただし、調査業務が特許庁における特許審査の過程で必要となる調査を行う業務であるのに対し、先行技術調査業務は、その結果が最終的に特許審査において活用されることが有り得るとしても、特許審査の過程とは直接には関係なく行われるものであることから、三六条一項の規定中「特許出願の審査に必要な調査のうち」の文言は用いていない。具体的には、特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する過去の発明や論文等の文献を調査することを指している。なお、政令においては、これらの調査は、特にその特許出願の新規性、進歩性等についてのものである旨等が規定されている（施令第四条）。

後者は、調査を行った結果を経済産業省令に規定された必要な事項を記載した調査報告として調査を依頼した者に対し交付する業務を指している。経済産業省令において規定する事項は、調査報告が備えるべき記載事項となる（施規六〇条（一））。

（手数料の特例）

第三九条の三 特許庁長官は、特許出願について出願審査の請求をする者が、前条の登録を受けた者（以下「特定登録調査機関」という。）が交付する同条の調査報告を提示してその請求をしたときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数を軽減することができる。

(本条追加、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、審査請求をする際、請求人が三九条の二に基づき特定登録調査機関が交付した調査報告を提示した場合に、審査請求手数料の軽減を受けられる旨を規定したものである。

審査請求をする者は、出願後審査請求するまでに特定登録調査機関に対し自らが審査請求しようとする特許出願について先行技術調査を依頼し、その結果について調査報告の交付を受けた上で、特許庁長官にその調査報告を提示して審査請求を行うこととなる。

なお、手数料の軽減の額等の具体的な事項については、政令で定めることとなっている(特許法等関係手数料令一条)。

(登録)

第三九条の四 第三十九条の二の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、先行技術調査業務を行おうとする者の申請により行う。

(本条追加、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、登録情報処理機関の登録の申請について規定した一七条及び登録調査機関の登録の申請について規定した三六条二項と同様、特定登録調査機関の登録は先行技術調査業務を行おうとする者の申請に基づき行われること、申請の手続の詳細については経済産業省令で定めること(施規六〇条の三)、登録は登録調査機関の場合と同様、経済産業省令

で定める区分ごとに行われること（施規六〇条の四）を規定したものである。
なお、特定登録調査機関の登録の区分は、登録調査機関の登録の区分に準じて、一定の技術分野ごとに分けられることとなる。

（登録の基準）

第三十九条の五 特許庁長官は、前条の規定により登録の申請をした者がその申請に係る区分について登録調査機関の登録を受けている者であるときは、第三十九条の二の登録をしなければならない。この場合において、同条の登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

2 第三十九条の二の登録は、特定登録調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 登録を受けた者が先行技術調査業務を行う区分
- 四 登録を受けた者が先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地

（本条追加、平一六法律七九）

〔趣旨〕

本条は、特許庁長官が特定登録調査機関を登録する際の基準について規定したものである。

登録調査機関の行う調査業務と特定登録調査機関の行う先行技術調査業務とは、それを機関に依頼する者は異なるものの、具体的業務の内容は、「その特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査」であ

る点において変わりはない。したがって、特定登録調査機関に求められる能力自体は、登録調査機関が備えるべき能力と変わるところはない。特定登録調査機関となるのは、既に登録調査機関の登録を受けている者に限られるため、原則として、特定登録調査機関の登録を受ける際に、新たな登録要件を課す必要はないと考えられる。

ただし、登録調査機関の登録は経済産業省令で定める技術分野の区分ごとに行われるが、各区分において調査業務実施者に必要とされる専門的知識は異なり得る。このため、本条一項においては、特定登録調査機関の登録を受けられるのは、既に登録調査機関の登録を受けている技術分野の区分に限られる旨を規定している。

二項は、特定登録調査機関の登録について、特定登録調査機関登録簿に所定の事項を記載して行う旨を規定している。

(先行技術調査業務の実施義務等)

第三九条の六 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その先行技術調査業務を行わなければならない。

2 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うときは、調査業務実施者に実施させなければならない。

(本条追加、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、特定登録調査機関に対する調査業務の実施義務について規定したものである。

一項においては、特定登録調査機関は、特許出願人等から先行技術調査業務を行うべきことを求められたときは、災害等により業務を行うことができないとか、特許出願人等との間で先行技術調査業務についてまだ契約が締結されて

いないといった正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該業務を実施すべき義務を負う旨を規定したものである。本項にいう「正当な理由」としては、上記のように災害等で業務を行うことができない場合や、いまだ契約が締結されていないといった場合のほか、特定登録調査機関が多数の先行技術調査業務を抱えており、すぐには新たに依頼を受けた案件について調査を行うことができない場合等が想定される。

二項においては、特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行う際には三七条一項一号に規定する要件に適合する者（調査業務実施者）に行わせなければならない旨規定している。

先行技術調査業務は調査業務と同様個々の業務を実施する者の知識経験等に大きく依存するものであり、このため、三七条一項の要件を満たす登録調査機関でなければ登録を受けられないこととしている。しかし、具体的な業務を行う際に当該機関に勤務しているものであれば誰でも実施できることとしたのでは、登録調査機関に限り特定登録調査機関の登録を受けることを可能とした制度の趣旨が没却されてしまう。したがって、特定登録調査機関に対し、個々の業務を行うに当たっても調査業務実施者に業務を実施させることを義務付けたものである。

なお、本条に違反した場合は、三九条の九第二号により、登録の取消し等の対象となる。

（先行技術調査業務規程）

第三九条の七 特定登録調査機関は、先行技術調査業務に関する規程（以下「先行技術調査業務規程」という。）を定め、先行技術調査業務の開始前に、特許庁長官に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 先行技術調査業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

(本条追加、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、特定登録調査機関の業務規程について規定したものである。

特定登録調査機関は、経済産業省令で定める事項（施規六〇条の五）を記載した先行技術調査業務規程を業務開始前に特許庁長官に届け出ること、また、先行技術調査業務規程の記載事項を変更するに当たっても、特許庁長官に届け出ることを義務付けているが、特定登録調査機関は政府の代行機関として業務を行うものでない以上、具体的な業務の実施の細目等については特定登録調査機関が自由に定めるべきである。特許庁長官の認可を義務付けることはこのような民間の行為に対する行政の過度な介入であると考えられる。

他方、特許庁長官は、改善措置の発動等、制度の円滑な運用のために各機関の行う業務の内容について一定の情報を常に把握しておく必要がある。このため、先行技術調査業務規程については認可事項とはしないが、業務開始前に特許庁長官に届け出ることを義務付けたものである。

本条に違反した場合は、三九条の九第二項一号に基づき、登録の取消し等の対象となる。

(業務の休廃止の届出)

第三九条の八 特定登録調査機関は、先行技術調査業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

(本条追加、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、特定登録調査業務の休廃止について規定したものである。

登録調査機関の場合、勝手に業務を休止又は廃止すると、特許庁長官は当該調査業務を自ら行わなければならないが、特許審査に大きな影響を与えることから、業務の休廃止を特許庁長官の認可事項としている。

特定登録調査機関の場合、民間の業務として先行技術調査業務を行う以上、業務の収支状況等に依りて各機関が自ら業務の休廃止を決定すればよいと考えられることから、認可制は採用していない。

ただし、例えば、特定登録調査機関が特許庁長官に対し何の連絡もなく先行技術調査業務を休廃止した場合、特許出願人等が先行技術調査業務を依頼すべき者が分からなくなる等の混乱が生じるおそれがある。

このため、特定登録調査機関が業務の休廃止をしようとするときは、あらかじめ特許庁長官にその旨を届け出させることとし、届出があった場合にはその旨を公示することで、特許出願人等がどの機関に先行技術調査業務を依頼できるのかについての情報を常に入手することができるようにするものである。

本条に違反して業務の休廃止の届出をしなかった場合には、三九条の九第二項一号に基づく登録の取消し等の対象となる。もっとも、登録調査機関が届出なくして先行技術調査業務の全部の廃止を行った場合には、もはや登録の取消しや業務停止命令を発することはできないから、刑事罰により対応することとなる。

本条に違反した特定登録調査機関の役員は、四五条四号に基づき、二〇万円以下の罰金に処することとしている。

(登録の取消し等)

第三九条の九 特許庁長官は、特定登録調査機関が第三九条の二の登録を受けた区分について第三九条において準用する第三十条の規定により登録調査機関の登録を取り消されたときは、その第三九条の二の登録を取り

消さなければならない。

2 特許庁長官は、特定登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その第三十九条の二の登録を取り消し、又は期間を定めて先行技術調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定に違反したとき。
- 二 第三十九条の十一において準用する第十八条第三号に該当するに至ったとき。
- 三 第三十九条の十一において準用する第二十九条の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第三十九条の二の登録を受けたとき。

(本条追加、平一六法律七九)

〔趣旨〕

特定登録調査機関としての登録は登録調査機関でなければ受けることができないから、すべての特定登録調査機関は登録調査機関の登録の基準を満たしているはずである。言い換えると、特定登録調査機関についても一定の能力が求められることは事実であるが、必要な基準については、登録調査機関の登録の基準が代替している。

このことから、特定登録調査機関が登録調査機関としての登録の基準を満たさなくなった場合、登録調査機関としての業務に不正があり登録調査機関としての登録を取り消されたりした場合には、当然に特定登録調査機関としての登録も取り消される旨規定している。

二項は、特定登録調査機関としての業務上、特例法上の規定違反があった場合には、特定登録調査機関としての登録が取り消され、又は特定登録調査機関としての業務について業務停止命令が出される旨を定めている。この場合、特定登録調査機関の登録の取消し等の効果は、登録調査機関としての登録には及ばない。

(公示)

第三十九条の一〇 特許庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第三十九条の二の登録をしたとき。
- 二 第三十九条の八の規定又は次条において準用する第二十一条の規定による届出があったとき。
- 三 前条第一項若しくは第二項の規定により第三十九条の二の登録を取り消し、又は同項の規定により先行技術調査業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
(本条追加、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、特許出願人等が、特定登録調査機関に先行技術調査業務を依頼する際に必要となる最低限の情報については、官報に公示することにより明確にする旨規定したものである。公示すべき事実は、次のとおりである。

- ① 特定登録調査機関の登録
- ② 名称又は所在地の変更の届出
- ③ 業務の休廃止の届出
- ④ 登録の取消し・業務停止命

(準用)

第三十九条の一 第十八条(第一号を除く)、第十九条の二、第二十一条、第二十七条、第二十九条、第三十一

条、第三十二条及び第三十五条の規定は、特定登録調査機関について準用する。この場合において、第十八条第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「前号」と、第十九条の二第二項中「前三条」とあるのは「第三十九条の四、第三十九条の五及び第三十九条の十一において準用する第十八条（第一号を除く。）」と、第二十一条、第二十九条、第三十一条第一項及び第三十五条中「情報処理業務」とあるのは「先行技術調査業務」と読み替えるものとする。

（本条追加、平一六法律七九）

〔趣旨〕

本条は、特定登録調査機関の欠格条項、登録の更新、変更の届出、報告及び立入検査、改善命令、帳簿の記載等につき、登録情報処理機関に関する一八条（一号を除く）、一九条の二、二一条、二七条、二九条、三一条、三二条及び三五条の規定を準用することにより規定したものである（各規定の内容については、それぞれの「趣旨」参照）。

一八条一号（特許等関係法令違反を登録の欠格事由としている。）を準用しないこととしているのは、特許等関係法令違反がある場合は、そもそも登録調査機関としての登録を受けることができないため、特定登録調査機関の登録の際に問題とする必要がないからである。

本条では、二九条（改善命令）に関する規定のみ準用され、二八条（適合命令）に関する規定は準用していないが、これは、特定登録調査機関の登録を受けるには、同一区分について登録調査機関の登録を受けていけばよく、また、この区分について登録調査機関の登録が取り消されれば、三九条の九第一項により当然に特定登録調査機関の登録も取り消されるので、特定登録調査機関が登録後に登録の基準に適合していないという状況が発生しないからである。

また、役員等の選解任の届出、守秘義務、みなし公務員規定については、準用しないこととしているが、その理由は

以下のとおりである。

まず、役員及び調査業務実施者の選解任の届出については、既に登録調査機関に対し届出の義務が課せられており、新たに特定登録調査機関として届出を求める必要性が薄いと考えられるため、規定していない。

次に、外部に対して漏洩することが許されない情報を取り扱う登録調査機関と異なり、特定登録調査機関は、特許出願人等から依頼を受けてその出願に係る先行技術の有無について調査するのであるから、秘密保持については、特定登録調査機関と特許出願人等との契約において秘密保持に関する条項を盛り込む等の対応を行えばよく、役員員に対して個別に秘密保持義務を課す必要性はないと考えられるため、規定しないこととした。

機関の役員員への罰則の適用について公務に従事する職員とみなす「みなし公務員規定」については、特定登録調査機関の業務は行政庁の代行としての業務ではなく、あくまで民間の機関と特許出願人等の間の契約に基づいて行われる業務であるから、規定しないこととした。